

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 29 日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 25 日から 令和 8 年 9 月 1 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 8 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 3 | 所 在 | 高崎市岩鼻町字坂下 |
| | 地 番 | 1 5 6 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 . 5 2 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 高崎市岩鼻町字坂下 |
| | 地 番 | 3 9 3 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 6 . 2 5 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 高崎市岩鼻町字坂下 3 9 3 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 3 9 3 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 3 . 7 6 平方メートル
2 階 4 8 . 8 5 平方メートル |



物件明細書

令和 8 年 5 月 25 日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

1 不動産の表示

【物件番号3～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号4】

隣地（地番393番6）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 3 | 所 在 | 高崎市岩鼻町字坂下 |
| | 地 番 | 1 5 6 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 . 5 2 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 高崎市岩鼻町字坂下 |
| | 地 番 | 3 9 3 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 6 . 2 5 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 高崎市岩鼻町字坂下 3 9 3 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 3 9 3 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 3 . 7 6 平方メートル
2 階 4 8 . 8 5 平方メートル |



令和 7 年 (ケ) 第 5 9 号
令和 7 年 1 1 月 1 4 日受理
令和 8 年 3 月 1 6 日提出

現況調査報告書

(物件 3 ～ 5)

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊞

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

3 所 在 高崎市岩鼻町字坂下

地 番 1 5 6 番 1 6

地 目 宅地

地 積 3 9 . 5 2 平方メートル

所有者 B

4 所 在 高崎市岩鼻町字坂下

地 番 3 9 3 番 9

地 目 宅地

地 積 1 1 6 . 2 5 平方メートル

所有者 B

5 所 在 高崎市岩鼻町字坂下 3 9 3 番地 9

家屋番号 3 9 3 番 9

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 6 3 . 7 6 平方メートル

2 階 4 8 . 8 5 平方メートル

所有者 B

(土地・建物用)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		群馬県高崎市岩鼻町393番地9（住居表示未実施）	
土 地		物件 3、4	
現 況 地 目	☒ 宅地（物件3、4） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形 状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項	☒ 物件3の土地は登記上は本件建物の底地ではないが、物件4の土地と一体とな って利用されている。 ☒ 物件3の土地上に電信柱（写真②参照）がある。		
建 物		物件 5	
種 類 、 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない { 種 類： ☐ ある { 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を家族と共に住居として使用占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係		☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ B (所有者)	1 本件建物に住んでいるのは私たち夫婦と子供2人と私の父の合計5人です。 2 本件建物は3年ほど空き家でしたが令和6年に私たちが引っ越してきました。 3 雨漏りや床の傷みがありましたがいずれも直しました。 3 本件土地と隣地とで境界の争いはありません。 4 近隣から異臭騒音はありません。 5 本件建物を本店所在地とする夢未来貿易株式会社は活動していません。登記はまだ閉鎖していません。 6 物件3の土地上にNTTの電信柱がありますが、地代をもらった記憶がありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2 本件建物の占有認定

債務者会社である夢未来貿易株式会社が本件建物を本店所在地としていることから債務者会社の占有の有無が問題となるが、債務者会社の代表者であるBの陳述及び建物内の状況等から、債務者会社の占有があるとはいえなかったので、2枚目記載のとおり所有者占有と認定した。

3 その他

前橋地方法務局で確認したところ、本件土地には本件建物以外の登記建物は存在しなかった。

以 上

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和7年11月20日(木) 9:06 - 9:07	高崎市役所 資産税課	☒ 家屋平面図交付申請 (11月21日受領) ☒ 土地家屋現況図交付申請 (11月21日受領) ☐
令和7年11月20日(木) 14:53 - 15:00	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 地積測量図交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査
令和7年11月25日(火) -	執行官室	☒ 所有者B宛に事務連絡発送 (切手110円使用) ☐ ☐
令和7年11月27日(木) 14:20 - 14:32	物件所在地 (物件3～5)	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☒ 所有者Bの父から聴取 ☐
令和7年12月17日(水) 12:55 - 13:30	物件所在地 (物件3～5)	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☒ 所有者Bから聴取 ☐
-		☐ ☐ ☐
-		☐ ☐ ☐

(特記事項)

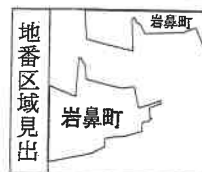
- ☐ 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☒ 令和7年12月17日
評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	高崎市岩鼻町字坂下			地番	393番9		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方方法務局高崎支局管轄)

令和7年9月4日

さいたま地方方法務局

登記官

請求番号：25-1

(1/1)

A3をA4に縮小コピー

(6 枚目)

登記年月日：昭和47年1月24日

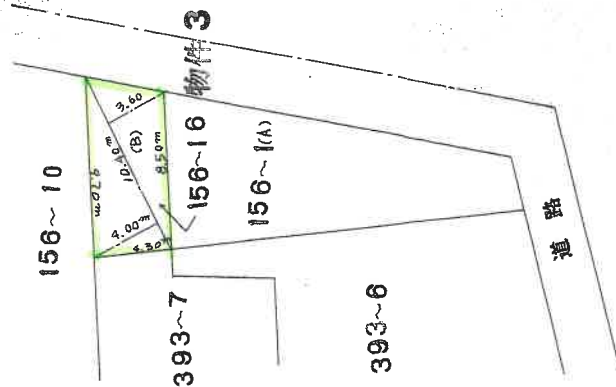
公用

0118157 前 156-16-156-1 後・新

地 積 測 量 図

地 番 156~16-156-1
土地の所在 高崎市岩鼻町字坂下 156番地の16

作 製 年 月 日 昭和 47 年 1 月 21 日
作 製 者 土地家屋調査士
申 請 人



(B) 求積計算
$$\frac{(4.00\text{m} + 3.60\text{m}) \times 10.40\text{m}}{2} = 79.0400 \text{ m}^2$$
$$\frac{1}{2} = 39.5200 \text{ m}^2$$

(日 測 地 図)

縮 尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方方法務局高崎支局管轄)
令和7年11月20日 前橋地方方法務局

登記官

(7 枚目)

A3をA4に縮小コピー

請求番号：25-1

公司

393-X 9. 5. 6

0118428

地積圖

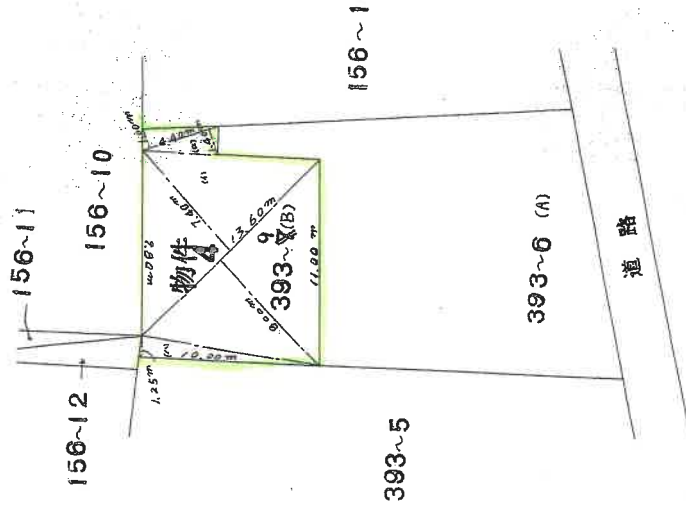
[illegible]

昭和47年1月21日

作者製者

土地家屋調査士

申請人



(B) 求積計算

(i)	$(8.00^m + 7.40^m)$	13.60^m	$=$	209.4400	m^2
(ii)	$(1.00^m + 1.40^m)$	4.40^m	$=$	10.5600	m^2
(iii)	$(10.00^m \times 1.26^m)$	12.50^m	$=$	12.5000	m^2
				232.5000	m^2
			$\frac{1}{2} =$	116.2500	m^2

(日 詞 連 9)

縮	尺	$1/300$
---	---	---------

(日本土地家屋調査士会連合会(紙用))

A3をA4に縮小コピー

(8 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(前橋地方務局高崎支局管轄)
令和7年11月20日 前橋地方務局

令和7年11月20日

前橋地方法務局

炎時痛如

請求番号: 25-2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局高崎支局管轄)

令和7年9月4日

さいたま地方法務局

登記官

(9 枚目)

A3をA4に縮小コピー

請求番号：25-2

2020923

各階平面図

建物各階平面図

家屋番号

393-9

建物の所在

高崎市岩鼻町字坂下393番地9

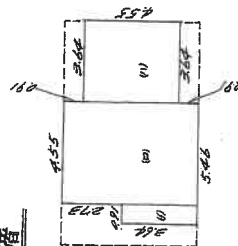
1階



床面積

$$12.9 \times 12.0 = 154.8 \text{ m}^2$$

2階



床面積

$$\begin{aligned} 12.9 \times 12.0 &= 154.8 \text{ m}^2 \\ 3.4 \times 3.4 &= 11.56 \text{ m}^2 \\ \text{計} &= 166.36 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

昭和五十六年九月七日



作製者

土地家屋調査士

作製年月日

昭和56年9月4日

縮尺

1/250

申請人

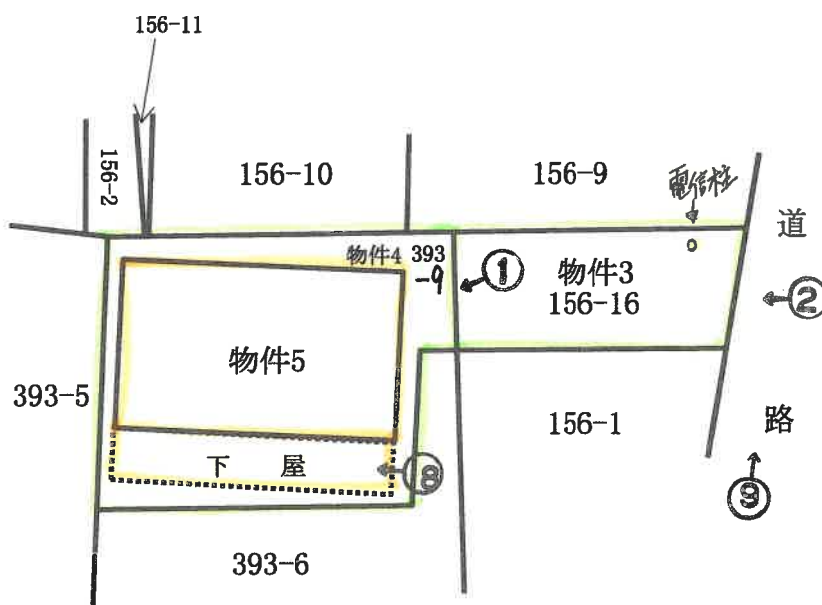
縮尺

1/500

(群馬土地家屋調査士会用品)

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第59号



(10枚目)

←○ 写真撮影位置・方向

建物間取図

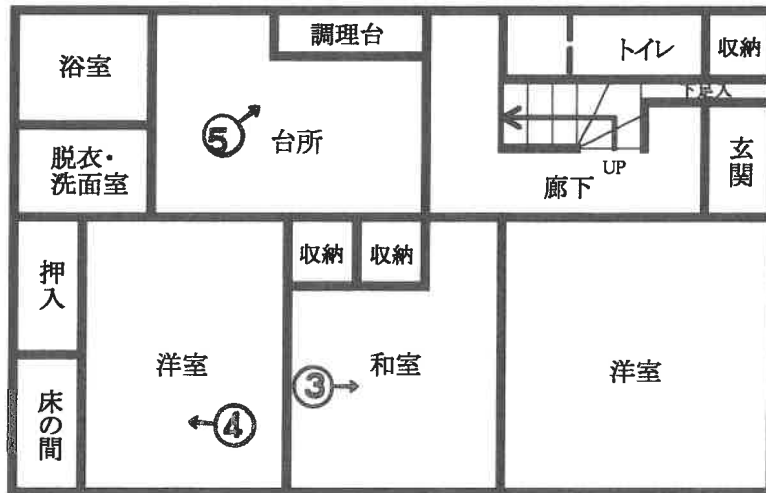
令和7(ケ)第59号

物件5

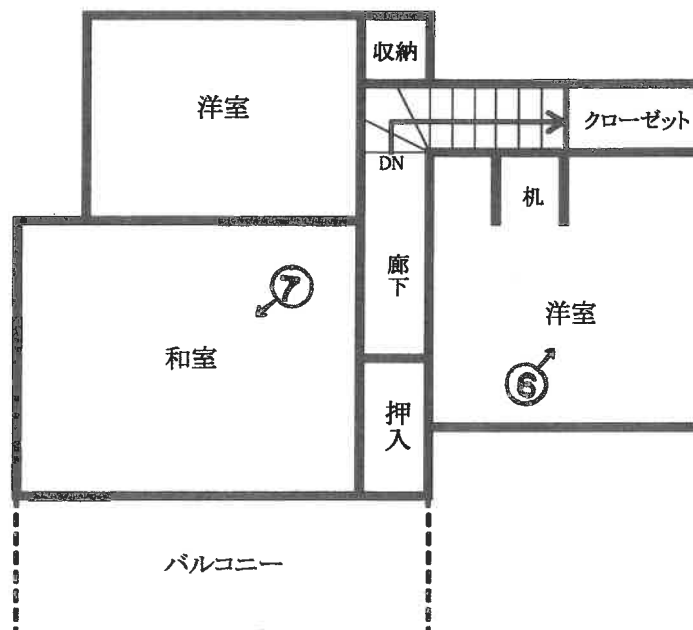


S=1/100

1階



2階



(11枚目)

←○ 写真撮影位置・方向



① 外観



本件建物

②敷地入口の
状況

物件3の土地



③1階和室



④ 1 階洋室



⑤ 1 階台所



⑥ 2 階洋室



⑦ 2階和室



下屋

⑧ 建物南側

物件4の土地

隣地 (地番393番6)



⑨ 道路

令和 7年（ケ）第 59号
【物件3～5】
令和 7年12月17日 現地調査
令和 8年 3月26日 評 価

前橋地方裁判所 高崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
岡田 忠彰

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 1 6 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件3（土地）	金 2 2 0, 0 0 0 円
物件4（土地）	金 6 5 0, 0 0 0 円
物件5（建物）	金 1, 2 9 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件3～5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3, 4の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
3	所在地 地目 地積	高崎市岩鼻町字坂下 156番16 宅地 39.52m ²	同左
4	所在地 地目 地積	高崎市岩鼻町字坂下 393番9 宅地 116.25m ²	同左
5	所 家 種 構 床 面 積 屋 番 号 類 造 積	高崎市岩鼻町字坂下393番地9 393番9 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 63.76m ² 2階 48.85m ²	同左
特記事項			
なし			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件3,4）

位 置 ・ 交 通	JR八高線「北藤岡」駅北方・道路距離1,700m	
付 近 の 状 況	本件不動産は、一般住宅が建ち並ぶ、やや狭い道路沿いの住宅地域に存する。 地域要因に影響を及ぼす要因は見受けられないことから、当分は現環境を維持しながら推移するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 指定 60% 指定 200% — —
画 地 条 件	物件3,4一体 地 積 : 155.77m² 間 口 : 約5.0m 奥 行 : 約22.5m 形 状 : 不整形 接道状況: 中間画地、等高に接面 その他 : 平坦地	
接面道路の状況	東側3.4m舗装市道(G479号線)〔建築基準法42条2項道路〕に等高に接面 ※再建築等の際は、道路中心線より2mの後退を要する。	
土地の利用状況等	◆土地の利用状況 物件3,4土地所有者が、本土地上に物件5建物を所有し、占有している。 ◆隣接地の状況 北・南・西側: 居宅の敷地であり、等高に接面している。なお、南側の居宅との境界は、杭、フェンス等がないため、不明確である。	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし 下水道: あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	① 本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地(岩鼻47-3遺跡)に該当する。工事等の際は、文化財保護法93条に基づく届け出が必要である。 ② 土壌汚染の可能性について調査したところ、現況居宅であり、過去に工場等があった形跡もないため、土壌汚染が土地価格に大きな影響を与えることはないと判断される。 ③ 洪水浸水想定区域(0.5～3.0m未満、河岸浸食)に該当する。 ④ 物件3土地上にNTTの電信柱が存在する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 昭和47年 6月 4日 新築 経過年数 約54年 経済的残存耐用年数 満了 建築年月日(登記記載) 昭和56年 8月 25日 増築 経過年数 約45年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構 造 木造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 吹付等 内 壁 ビニールクロス、京壁、ベニア板、タイル等 天 井 ビニールクロス、ジプトーン等 床 フローリング、畳、CF、タイル等 設 備 電気、水道等 その他 ー
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	物件5建物所有者が、本建物を家族と共に住居として使用し占有している。
特 記 事 項	1階南東端の洋室に雨漏りや床の傷んでいる箇所があったが、修理済みとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件3, 4 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	25,800	0.82	39.52	0.80	670,000
4	25,800	0.82	116.25	0.80	1,970,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 高崎-31

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $43,100\text{円}/\text{㎡} \times 100.1/100 \times 100/102 \times 100/164 = 25,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点(令和8年1月1日)から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位西向き等を考慮した。

◇地域格差：街路条件、交通・接近条件、環境条件等を考慮した。

イ 個別格差：画地条件(方位、形状、セットバック)等を考慮した。

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件5 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
5	170,000	112.61	0.05	960,000

ウ 現 価 率

(新築時部分)経過年数約54年，経済的全耐用年数25.0年，構成割合82%

(増築部分)経過年数約45年，経済的全耐用年数25.0年，構成割合18%

残価率5%とした定率法(0.050)と観察減価法(10%と査定)を併用して下記のとおり査定した。

- ・ 現価率 $=0.050 \times (1-10\%) \div 0.05$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
3	670,000	0.45	法定地上権	300,000
4	1,970,000	0.45	法定地上権	890,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ ×カ
3	670,000	－300,000		1.00	0.60	－	220,000
4	1,970,000	－890,000		1.00	0.60	－	650,000
5	960,000	＋1,190,000	1.00	1.00	0.60	0	1,290,000
一括価格（合計）							2,160,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：必要なし。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 高崎-31

所 在：高崎市倉賀野町字原東2841番

地 目：宅地

価 格：43,100円／㎡

位 置：JR高崎線「倉賀野」駅南東方・道路距離2,500m

価 格 時 点：令和 8年 1月 1日

地 積：197㎡

供給処理施設：水道、下水道、ガス

接 面 街 路：西側4.4m市道に接面

用途指定等：市街化区域 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：一般住宅のほかアパートや空地もある住宅地域

第7 附属資料

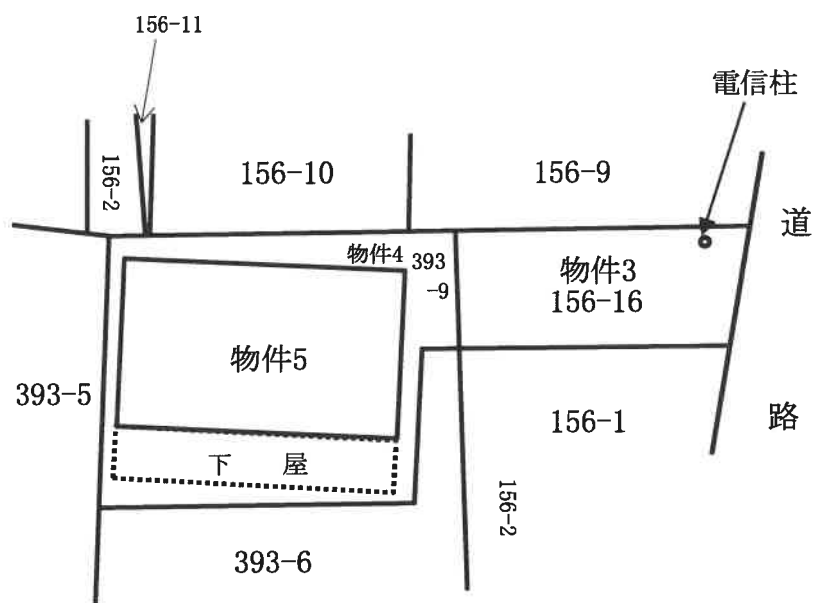
- 1 位置図
- 2 土地建物位置関係図
- 3 建物図面写し・各階平面図
- 4 建物間取図

以 上



土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第59号



登記年月日：昭和56年9月7日

2020923

各階平面図

建物各階平面図

登記番号 393-9

建物の所在 高崎市岩鼻町字坂下393番地9

1階

床面積

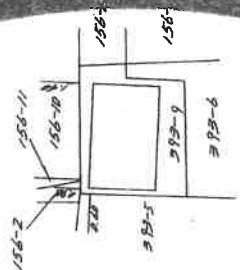
6.37 x 14.11 = 90.00

2階

床面積

10.364 x 4.91 = 51.20
10.697 x 4.55 = 48.66
10.455 x 3.64 = 38.26
計 138.12

昭和五十六年九月七日



物件5

1/500

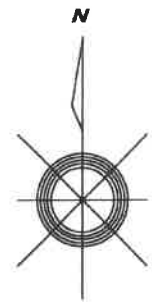
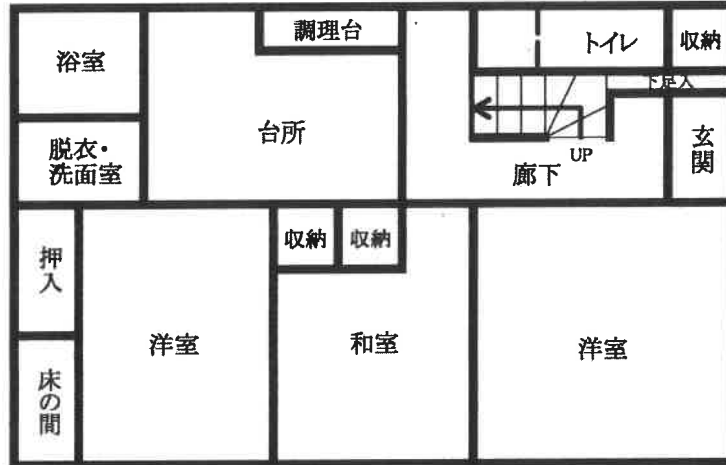
A3をA4に縮小

建物間取図

令和7(ケ)第59号

物件5

1階



S=1/100

2階

